

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し(案)」に係るパブリックコメントに寄せられた意見及び「県の考え方(案)」

No.	場所	意見	県の考え方(案)
1		<p>国民健康保険制度は2018年度より、保険者はこれまでの市町村に千葉県が加わり、県が財政運営の責任を担うようになりました。</p> <p>この2年半、とりわけこの1年、国保加入者をめぐる状況は大きく変わりました。</p> <p>収束のみえない新型コロナ感染、消費税10%増税、台風と大雨災害。その結果、首切りや雇い止め、倒産・廃業などにより、いのちと健康、生活の危機が、県民、とりわけ非正規労働者や中小業者、農民、年金生活者、そして無職の人など低所得者と高齢者の多い国保加入者に幾重にも困難をもたらしています。</p> <p>また、加入者のいのちと健康を守り支えている医療機関にも深刻な影響を与え続けています。</p> <p>多くの加入者が直面している問題は、病気やケガをした時に医療費や生活費の心配をしないで医療を受けられるのか、そして負担能力を超えている保険料(税)を支払えるのかです。</p> <p>新型コロナ感染拡大のなかで、国は社会保障制度である国保に対して、コロナ感染者という限定があっても、被用者について傷病手当への財政支援をおこない、さらにコロナによって収入が減少した加入者の保険料(税)の減免にも財政支援をしています。</p> <p>こうしたなかで、千葉県国保運営協議会において『県国保運営方針』(以下『方針』)「見直し案」に基づき審議がおこなわれています。</p> <p>県は「中間見直し」の主な変更点(ポイント)として、3点の見直しを提案しています。第1は「決算補填等を目的とした法定外繰入等の縮小傾向」とし、「計画的な削減計画」、第2は「将来的な保険料水準の統一に向け、市町村との議論の深化」として、「将来的な統一の可能性を見据え、市町村等との本格的な議論を深めていくことを明確化」、第3は「収納対策を中心とした市町村の取り組みの反映」です。しかし、新型コロナ感染に関しては、「コロナ禍が医療費等に与える影響を丁寧に注視」とするのみです。</p> <p>そもそも国保の都道府県化にあたり、県は、国保制度は「無職者・非正規雇用労働者等の低所得者の加入者が多い、年齢構成が高いなどにより医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重い、財政運営が不安定になりやすい小規模市町村が多い」といった問題を抱え(『方針』・「策定の背景」)ていることを踏まえ、『方針』を策定しました。国も、都道府県化の方針とあわせ、構造的問題の解決のため、財政的支援をするとしていました。</p> <p>「中間見直し」では、『方針』に基づく運営により、これらの問題が解消に向かったのかについて「把握・検証」が求められています。また、新型コロナ、消費税増税、そして自然災害などの加入者への影響を「把握・検証」し、喫緊に解決が求められている課題として、保険料(税)の引き下げや減免、窓口負担の減免などの改善の方針を定めることが必要です。とりわけ、新型コロナなどにより、県と市町村の財政が一層逼迫しているなか、国が約束した財政支援は3400億円にとどまり、全国知事会の1兆円の要望の実現に向けての取組みの「検証」も欠かすことができません。</p> <p>『方針』の見直しにあたっては、国保法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」、第2条「被保険者の疾病、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする」という国保法の基本原則に基づき行われることが必要です。あわせて、地方自治法第1条の「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」。また、2項の「地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分発揮されるようにしなければならない」という規定に沿って見直すことが求められています。</p> <p>今回の3点の「見直し案」は、国保法の基本原則や地方自治法の規定からみて、不十分であると言わざるを得ません。さらに「見直し案」の具体的な根拠とそれによる加入者のメリット、デメリットも示されていません。従って、「見直し案」によって被保険者に身近な存在として市町村が担ってきた役割が損なわれ、今でも負担能力を超えた保険料(税)のさらなる引き上げや、滞納している低所得者に対する正規の保険証の取り上げや「基本的人権を尊重した適正な手続き」と「納税緩和措置」を無視した徴収の強化につながるおそれがあります。</p> <p>新型コロナなどの影響は数年続くと言われており、「見直し案」に必要なのは、この2年半、とりわけ昨秋以降の前例のない厳しい状況による国保加入者の労働と生活、そして健康の実態を把握することや、医療機関からの意見、要望などを聴きとり、それらを踏まえたものすることではないでしょうか。そして、3年後の全面的な「見直し」につなげていくことです。</p>	<p>国民健康保険事業の運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響なども含め、県内市町村等と連携し丁寧に実情を踏まえて事務を進めております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の事務の参考とさせていただきます。</p>
2		<p>一般的にこのような見直しは、設立趣旨に基づく運営上—保険給付などの事業推進等に限定されるものとは理解しています。</p> <p>しかし都道府県国保が、各市町村国保の制度上・構造的改善を主たる目的にして設立した以上、見直しのまず第一に制度的問題がどの程度改善されたか、或いは改善されない点とその原因の検証がなされるべきものと思います。</p> <p>しかし千葉県国保運営協議会でそれら資料は提出されず、議論にもなっていません。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	場所	意見	県の考え方（案）
3		<p>都道府県国保スタート前、集中豪雨や、3.11東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故（放射線被害）を含めた災害被害は起きており多大な被害は発生していました。ただそうした被害を‘未曾有の事故、自然現象’として保険組合に及ぼす影響は全くと言っていいほど議論されていません。</p> <p>しかし都道府県国保スタート以降、2019年9月千葉県房総半島を中心とする広範囲の被災に対応できないまま、東日本一帯はさらなる線状降水帯による被害、さらには2020年新型コロナウイルス感染症の拡大・流行が続き、今も収束の見通しがたない、謂わば「想定外」の事態にあります。</p> <p>自然災害も新たな感染症発生も、地球的規模の問題として改めて突き付けられていることは周知の事実です。</p> <p>従来統計による少子高齢化による高齢者の医療費増や被保険者数の減少—この2点は国保財政上、重要なファクターです。</p> <p>上記の災害と新感染症罹患にともなう被害—2019年、2020年に発生したことから、これらを加味した被保険者数の推移、医療費動向が明らかになっていません。</p> <p>この動向は今後、千葉県国保制度に大きな影響を与えるものと推定されますが、今回運営方針見直しは、従来の「枠」踏襲の限定的なものに留まり現実性ないと指摘せざるを得ません。</p> <p>今回見直し文として「新型コロナウイルス感染症などが医療費に与える影響等も注視しながら市町村等との議論を深め」と触れている程度の追加記載。これは考える材料になりません。</p>	<p>国民健康保険事業の運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響なども含め、県内市町村等と連携し丁寧に実情を踏まえて事務を進めております。</p> <p>当該感染症等の影響を加味した被保険者数の推移及び医療費動向につきましては、本方針中で示している各種の見直し等において、データの更新を行うこととしています。</p>
4		<p>保険組合事業の1つである、被保険者の疾病予防並びに重症化予防等の健康の維持増進の推進の状況把握が十分でないことです。</p> <p>被保険者が疾病に罹患し通院だけではなく、健康診断等を受け日常的に疾病予防するところ。ところが2020年2月頃からの新型感染症で周囲にも健診や予防ワクチン接種すら戸惑う市民（県民）がいます。</p> <p>このような「戸惑い」「不安」に対して健診の重要性を周知するのは大切ですが、残念ながら貴国保組合が積極的に周知する姿勢は感じられません。</p> <p>2019年度、2020年度健診数状況及び分析が資料に有りません。</p> <p>さらに感染症下で医療を必要とする県民が十分に受診・通院になっているかの資料も在りません。重症化し医療費増にならないためにこの実態把握、分析の取組は重要と思います。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の医療費適正化のための取組の参考とさせていただきます。</p>
5		<p>限定見直しに反対。</p> <p>むしろ上記の制度的問題に対応する3年間の検証、地球的規模の温暖化による震災と感染症流行に伴う医療費と被保険者数の動向を調査し、その実態を被保険者に判るように提起するのが先決です。</p> <p>そのうえで一部限定見直しではなく加入者の実態に即した抜本的見直しを志向すべきです。</p> <p>その間、全市町村国保保険料は上げずむしろ下げるよう検討する、被保険者が健康維持のための予防活動がコロナ禍で阻害されてきた状況を鑑み十分な保険事業が遂行できるよう、また感染症に市町村が十分対応できるよう援助する、さらに被保険者である県民がいつでもどこでも医療機関に受診できるよう全ての県民に正規保険証を交付する等に改善すべきです。</p>	<p>保険料（税）率の決定については広域化後も引き続き市町村の権限となっており、各市町村では地域ごとの様々な実情を考慮し、適切に事務に当たっているものと考えます。</p> <p>見直しのあり方等についての御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に係るパブリックコメントに寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	場所	意見	県の考え方（案）
6	P 1 第1 方針策定に当たって 1 策定の背景	「○しかし」の項の次に 「○新型コロナ感染、消費税10%増税、風水害により被保険者の所得と健康は困難な問題に直面している。」を挿入してください。	「1 策定の背景」は、本運営方針の策定に至った国民健康保険制度の広域化前における経緯等を整理する欄であるため、本欄の記載については原案どおりとさせていただきます。
7	P 1 第1 方針策定に当たって 1 策定の背景	2019年の台風や大雨による風水害、消費税10%増税、2020年になってからの新型コロナウイルス感染により、被保険者の所得や健康、生活など困難な課題に直面していることを入れてください。	御指摘の内容をはじめ、国民健康保険制度下で顕在化した諸問題が被保険者の生活に与える影響については、国民健康保険事業の運営の中で考慮してまいります。
8	P 1 2 策定の目的	「○千葉県国民健康保険運営方針」の項の「国民健康保険の安定的な財政運営」の前に「国民健康保険法第1条、第2条の規定に基づく」と挿入してください。	国民健康保険の安定的な財政運営に当たっては、御指摘の「国民健康保険法第1条、第2条」のみならず、同法全体の趣旨を踏まえたものとなるため、原案どおりの記載とさせていただきます。
9	P 3 第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方 1 国民健康保険の現状	項目の一つとして「モデル国保料（税）と所得割合（40代夫婦と未成年2人子ども世帯の場合）の表」を掲載してください。	御指摘の項目については、各市町村の個別事情により異なることから、本欄については原案どおりの記載とさせていただきます。
10	P 10 2 運営に当たっての基本的な考え方 (1) 基本的な考え方	「○本県の国民健康保険の運営は」の項の「持続的な国民健康保険制度」の前に「社会保障及び国民保健の向上に寄与するために」を挿入してください。	
11	P 10 (1) 基本的な考え方	「（基本理念）持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」の「（基本理念）」と「持続可能な」の間に「社会保障制度として」を挿入してください。	1ページ「1 策定の背景」で「国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり…」としていることから、本欄については原案どおりの記載とさせていただきます。
12	P 10 (1) 基本的な考え方	社会保障の充実及び国民の健康権の保障を実現するためという文言を入れてください。	
13	P 10 (2) 国保運営上の各主体と役割	「ア 被保険者（県民）の役割」を「権利と役割」に改めてください。	
14	P 10 (2) 国保運営上の各主体と役割	「ア 被保険者（県民）の役割」の項の最初に 「○ 疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受ける権利を有する。保険料、医療費の窓口負担については、負担能力に応じたものを適切に納付、支払うものとする。 滞納した時には、基本的人権を尊重した適正な手続きと納税緩和措置を受けられる」を挿入してください。	本欄は、基本理念「持続可能な国保制度の運営を目指して」の趣旨を実現させるために、国民健康保険制度に関わる各主体が果たすべき役割を整理・共有することを目的とするため、原案どおりの記載とさせていただきます。

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に係るパブリックコメントに寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	場所	意見	県の考え方（案）
15	P 1 1 エ 市町村の役割	「○ 国民健康保険の保険者として…引き続き担い」の次ぎに「保険料の決定に際しては被保険者の所得が低い、保険料負担が重いなど」を挿入してください。	御指摘の「保険料の決定」は「賦課・徴収」に含まれるものと解され、このことに際しても「被保険者の個々の事情に応じたきめ細かい対応」を行うべきとしていることから、原案どおりの記載とさせていただきます。
16	P 1 1 オ 県の役割	「○ 構造的な問題や新たに発生する問題について、適時、市町村と検証・協議し、改善に努める」を入れてください。	国民健康保険制度における諸問題等については、国民健康保険事業運営の中で市町村と共有しつつ事務に当たっており、原案どおりの記載とさせていただきます。
17	P 1 1 (3) 国への働きかけ	「○ 国民健康保険の抱える構造的な問題は…大きな課題であ」の次に「り、国に1兆円の国庫負担を要望する。また、加入者の職業にかかわらず被保険者を対象とした傷病・出産手当金を法定給付とするよう働きかけを行う。」としてください。	持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた財政基盤の強化については、かねてより国に対して必要な要望等を行っており、今後も継続してまいります。
18	P 1 1 (3) 国への働きかけ	全ての被保険者を対象とする傷病・出産手当金を法定給付とし、国への財政的な支援を求めるということを入れてください。	
19	P 1 2 第3 今後の取組（各論） 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し (1) 医療費等の見通し ア 総論	「○ 少子高齢化の進展」の前に「新型コロナ感染による医療のあり方や」を挿入してください。	国民健康保険の運営に当たっては、県内市町村等と連携し、御指摘の内容も含め丁寧に実情を踏まえて事務を進めており、原案どおりの記載とさせていただきます。
20	P 1 2 ア 総論	Covid-19および今後も予測される新型ウイルス感染による医療のあり方を入れてください。	
21	P 1 4 (2) 財政運営に係る基本的な考え方と取組 イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	「○ 決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入は…被保険者の保険料負担の急激な増加」以下を「につながっており、新型コロナ感染や地域の実情を十分勘案し、行わないこととする」と変更してください。	御指摘の内容など、想定外の事態に直面してもなお持続する安定した国民健康保険財政とするためにも、実質的な財政収支の改善を図ることが重要であると認識しており、引き続き地域の実情を十分に勘案し、決算補填等目的の法定外一般会計繰入の計画的な解消・削減に努める必要があるものと考えます。

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に係るパブリックコメントに寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	場所	意見	県の考え方（案）
22	P 1 7 2 保険料の標準的な算定方法 (1) 総論 イ 保険料率の設定に係る基本的な考え方	「○ なお、一部の市町村から…引き続き検討していく」は、「…意見もあったことから、」の次に「千葉県が県内すべての市町村の実態把握に取り組み、各市町村の医療提供体制の違いを尊重し、県と県内市町村が対等の立場で、検討していく。」としてください。	いただいた御意見は、今後の県内市町村等との議論に当たり、参考とさせていただきます。
23	P 1 7 2 保険料の標準的な算定方法 (1) 総論 イ 保険料率の設定に係る基本的な考え方	「○ なお、一部の市町村から…将来的な保険料水準のあり方については」の後に、「市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に違いがあるなどを踏まえ」を「引き続き検討していく。」としてください。	
24	P 1 8 2 保険料の標準的な算定方法	「(4) 保険料負担の激変緩和」の項目の次に 「(5) 保険料負担の軽減 負担能力を超える保険料の是正のため、保険料の減額・免除を生活保護基準に基づき行う。」を挿入してください。	御指摘の趣旨については、21ページ「3 保険料の徴収の適正な実施」の「(1) 収納対策」の「イ 市町村の取組」で「・個々の実情を十分に勘案した適切な減免制度の運用」を例示していることから、原案どおりの記載とさせていただきます。
25	P 2 1 3 保険料の徴収の適正な実施 (1) 収納対策 ア 総論	「国保保険料（税）の滞納は、被保険者の生活困難のシグナルととらえ、減免制度や納税緩和措置の適切な運用を行う。 また、福祉部局など庁内関係部局と連携し、背景にある生活困難の解決を図る」を挿入してください。	御指摘の趣旨については、次項「イ 市町村の取組」で「・個々の実情を十分に勘案した適切な減免制度の運用」及び「・生活困窮者担当部局など庁内関係部局等との連携」を例示していることから、原案どおりの記載とさせていただきます。
26	P 2 1 イ 市町村の取組	「地域の実情を」の次に「とりわけ滞納者のくらしと健康状態・罹病の有無・受診状況」を挿入してください。	御指摘の趣旨については、前項「ア 総論」で「滞納処分等の実施に当たっては、被保険者の所得や生活状況など個々の実情を十分に勘案して、適切な取扱いをすることが重要である」とするとともに、本項で「個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施」を例示していることから、原案どおりの記載とさせていただきます。
27	P 2 1 イ 市町村の取組	「・個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施…」の（ ）の中、「短期被保険者証、資格証明書の活用」を削除。 次の項目に「個々の実情を十分に勘案した…運用」としてください。	短期被保険者証及び資格証明書の活用については、各市町村が個々の事情を十分に勘案して行うものであり、被保険者間での負担の公平を図りつつ、滞納被保険者との接触の機会を確保するための有効な手段であると考えため、原案どおりの記載とさせていただきます。
28	P 2 1 イ 市町村の取組	「・納付方法の多様化」の中の「クレジットカード納付の導入」は削除してください。	クレジットカード納付は、納付方法の多様化における例示の1つとして、被保険者の利便性向上に資すると考えるため、原案どおりの記載とさせていただきます。
29	P 2 1 ウ 県の取組	「収納率向上に向けた市町村への指導」の最初に「適切な納税緩和措置や」を挿入してください。	市町村への指導の内容には、納税緩和措置等についても含まれるものと考えため、原案どおりの記載とさせていただきます。

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に係るパブリックコメントに寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	場所	意見	県の考え方（案）
30	P 2 3 ア 総論	滞納者にも正規の保険証を交付すると入れてください。	滞納被保険者への短期被保険者証及び資格証明書の交付については、各市町村が個々の実情を十分に勘案して行うものであり、被保険者間での負担の公平を図りつつ、滞納被保険者との接触の機会を確保するための有効な手段であると考え、原案どおりの記載とさせていただきます。
31	P 2 3 4 保険給付の適正な実施 ア 総論	「確実に行われ、…」の次に「滞納者にも正規の保険証を交付し、」を挿入してください。	
32	P 2 3 4 保険給付の適正な実施 ア 総論	引き続き「窓口での一部負担金の減免を、滞納者を含め収入基準を生活保護基準により行う。」の文を挿入してください。	
33	P 2 4 ウ 県の取組	「○ 保険医療機関等に対する監査等の結果により判明した不正利得については、…催告や納付指導等を行う。」の文章の次に「なお、催告や納付指導等に当たっては、県は保険医療機関等又は指定訪問看護事業所の人権を尊重し、法律に基づいて実施する。」を挿入してください。	いただいた御意見は、今後の催告や納付指導等の実施に当たり参考とさせていただきます。
34	P 2 7 6 その他 (2) 保険者努力支援制度の活用	「○ 保険者努力支援制度は、」の後に「社会保障としての国民健康保険制度に基づき」を挿入してください。	1 ページ「1 策定の背景」で「国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり…」としていることから、本欄については原案どおりの記載とさせていただきます。
35	P 2 7 (2) 保険者努力支援制度の活用	社会保障としての国民健康保険制度に基づきと入れてください。	
36	P 2 8 (5) 施策の効率的な実施のための取組	最後の項目に「○ 千葉県国民健康保険運営協議会の被保険者代表を公募する。」を挿入してください。	いただいた御意見は、今後の運営の参考とさせていただきます。